

○勤務場所

勤務場所が求人カード表記の事業所所在地と異なる場合、本票に記入して下さい。

求人申し込みにあたっては、職業安定法第5条の3第2項により、労働条件を明示しなければならないこととされています。「就労場所」の明示も必須事項となっています。（なお、雇入れ時においても、労働基準法第15条により労働条件の書面による明示が義務づけられています。）

自社 ・ 出向先 ・ 派遣先 ・ 請負先 <small>いずれかに○をしてください。</small>			
求人番号		求人者名	
就労先（事業所名）	採用人数	所在地 (最寄駅)	就労先での 自社従業員数
当社 八尾営業所	1人	大阪府八尾市郡川4-187 近鉄信貴線 信貴山口 駅からバス・徒歩 3分	10 人
		----- 線 駅からバス・徒歩 分	
		----- 線 駅からバス・徒歩 分	
		----- 線 駅からバス・徒歩 分	

☆派遣・請負求人については、就労先が確定しており（契約の成立していない求人は受理できません）採用決定後直ちに雇用関係を結ぶことが明らかなものを求人受理の対象としています。

面接時等において違った就労先を提示した場合など、当該求人が雇用関係の成立ではなく単に登録、求職者情報の収集を目的としていると思われる場合は、紹介保留とし、事実確認を行って、その結果に応じて求人不受理、求人取り消し等の必要な措置を講じることとなりますので、ご承知ください。